

番号	12	有明海岸直轄事業30周年記念碑（側面）佐賀県知事 香月熊雄書		
所在地	佐賀市東与賀町下古賀2491 干潟よか公園内			
災害別	昭和31年（1956）、昭和34年（1959） 高潮			
目的別	記念碑	建立年	平成元年10月	
特記事項				



佐賀市東与賀町の干潟よか公園内に建つ有明海岸直轄事業30周年記念碑。有明海の高潮災害と堤防工事について記されている。

碑文には、昭和31年8月と昭和34年9月の高潮災害について記してあるが、このうち昭和34年9月16日から17日にかけて来襲した台風14号は、「宮古島台風」として知られ、宮古島では最大瞬間風速64.8m/sを記録した。「佐賀県災異誌」（1964 佐賀県防災課発行）によれば、17日はちょうど有明海の大潮にあたり、台風接近と満潮時が重なったため、有明海沿岸では6m以上の高潮に襲われ、海岸堤防が12カ所にわたって決壊。昭和31年の台風9号、12号の高潮による災害復旧がようやく終わったばかりの干拓地は再び一面の泥海になったと記されている。

「碑文 夕日に映える有明海。この美しい黄金の海も台風の襲来とともに怒涛さかまく海と化し、大自然の猛威を奮う。有明海は、台風常習地帯に位置し、頻発する高潮により

沿岸地域におおきな被害をもたらしてきました。昭和三十一年八月には台風九号、昭和三十四年九月には台風十四号と相次ぐ大災害が発生しました。こうしたことから、昭和三十五年を開始された直轄海岸保全施設整備事業の整備区域として、最初に有明海岸が指定されるに至りました。これにより、昭和三十五年に大託間海岸から嘉瀬海岸までの十四・〇六料が、昭和三十六年に芦刈海岸から鹿島海岸までの十二・一料が、佐賀県から建設省の直轄施工区域へと引き継がれました。事業の遂行に当たっては、六米に及ぶ大きな干満差という悪条件のもと、潟土と呼ばれる超軟弱地盤との闘いでありました。数々の難題を経験と技術と不断の努力により克服し、三十年を経た今日、当初の目標堤防高 T・P、六・一米をほぼ概成するに至り、沿岸地域の高潮被害を防止または軽減しております。そこで、これまでの先人の偉勲を称え、関係各位並びに地域住民各位の御援助、御協力に感謝し、今後の新たな事業の礎として、三十年という一つの節目に記念碑を建立したものであります。 平成元年十月吉日 建設省」



有明海（東与賀海岸）



国土地理院電子国土 Web